

令和 7 年度第 8 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 7 年 1 月 17 日  
場所 十和田市役所別館 4 階会議室

## 令和7年度第8回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館4階会議室

2. 開会日時 令和7年11月17日(月) 午後2時00分

3. 閉会日時 令和7年11月17日(月) 午後2時29分

### 4. 出席農業委員(18名)

1番	脊 戸 潤 子	2番	沢 井 清 治
3番	小笠原 松 寿	5番	米 田 拓 実
6番	中 野 雄一郎	7番	芋 田 一 弘
8番	立 崎 和 寿	9番	山 田 利 昭
10番	稻 田 優 憲	11番	奥 山 博
12番	小 田 正 喜	13番	外 山 康 仁
14番	竹 浦 寿 広	15番	野 崎 さち子
16番	杉 山 秀 明	17番	力 石 堅太郎
18番	山 崎 誠 一	19番	箕 輪 展 忠

### 5. 欠席農業委員(1名)

4番 沢 目 勝 弘

### 6. 出席農地利用最適化推進委員(13名)

十和田湖地区	白 山 雄治郎	十和田湖地区	中屋敷 光 男
三本木地区	米内山 義 治	三本木地区	山 端 敏 行
四和地区	工 藤 優美子	深持地区	古 谷 朝 直
切田地区	若 沢 弘 幸	切田地区	田 中 稔
大深内地区	斗 沢 信 一	伝法寺地区	小笠原 一 成
東部地区	山 端 潤 一	藤坂地区	市 崎 貴 之
六日町地区	平 館 龍 德		

## 7. 会議に付した案件

報告第34号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第35号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について  
報告第36号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第37号 非農地判断を行った農地について  
議案第28号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について  
議案第29号 相続税の納税猶予継続届出書に関する証明（農業経営）について  
議案第30号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について  
議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

## 8. 議事録署名委員

3番 小笠原 松寿 5番 米田 拓実

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	櫻田 修一郎	事務局次長	中村 淳一
事務局農地係長	吉田 武範	事務局振興係長	戸舘 奈津美
事務局主査	田嶋 裕紀	事務局推進監	高橋 克彦
事務局主事	下山 昂大		

## 10. 書記

事務局主査 田嶋 裕紀

————— 開会 午後2時00分 —————

議長（箕輪展忠） 本日の欠席通告者は、4番 沢目 勝弘 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和7年1月4日に告示招集いたしました、令和7年度第8回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（箕輪展忠） これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠） ご異議なしと認め、議長より指名いたします。3番 小笠原 松寿 委員、5番 米田 拓実 委員を指名いたします。

議長（箕輪展忠） 会議書記には、田嶋 裕紀 主査を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（箕輪展忠） 次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠） ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（箕輪展忠） 次に報告第34号について事務局から報告をいたします。局長お願ひします。

事務局長（櫻田修一郎） 1ページをお願いします。報告第34号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが合計9件、16筆、30, 911平方メートルです。今後の意向について、30番、36番、37番が未定、31番、32番は別人と貸借、33番、34番は同一人と売買、35番は同一人と機構への貸借に切り替え、38番は自ら耕作となっております。なお、32番から34番は3条にかかる議案として、35番は集積等促進計画にかかる議案としてそれぞれ提出されています。次に4ページです。農地中間管理事業によるものが合計5件、15筆、35, 371. 40平方メートルです。今後の意向は、30番と34番が未定、31番、32番が別人と貸借、33番は当該地を県が道路用地として買

収した残地に関するもので引き続き耕作する予定です。協力金の返還となるものはございません。なお、2ページの33番、34番及び4ページの31番、32番はそれぞれ同じ賃借人、賃貸人間での解約ですが、これらは契約期間がそれぞれ異なっているため、それぞれの契約ごとに掲載しているものであります。以上です。

議 長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第34号を報告済みといたします。

議 長（箕輪展忠）次に報告第35号について事務局から報告をいたします。局長お願ひします。

事務局長（櫻田修一郎）6ページをお願いします。報告第35号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は7ページから8ページです。今回は合計6件、41筆、50,002平方メートルです。取得事由はすべて相続によるものです。取得後については貸借中、農地として管理などとなっています。今回、あっせんの希望はありません。なお、宅地、山林、原野など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思います。以上です。

議 長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第35号を報告済みといたします。

議 長（箕輪展忠）次に報告第36号について事務局から報告をいたします。局長お願ひします。

事務局長（櫻田修一郎）9ページをお願いいたします。報告第36号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10ページです。今回の照会は合計6件、6筆、1,522.84平方メートルで、現地調査は令和7年11月7日に実施し、法務局への回答は11月12日に行っております。22番は、十和田中学校から北西に約600メートルの地点です。照会地は、礫まじりの土が埋め立てられているほか、石や伐採後の

切り株が残置されており、農地としての再生利用が困難な状態であります。また昭和45年12月22日付けで自己住宅建築のため5条転用許可を受けたところであり、税務課の土地課税台帳上も現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。23番は三本木農業恵拓高等学校から南西に約150メートルの地点です。照会地は雑木が相当数繁茂しており、農地としての再生利用は困難な状態であり、税務課の土地課税台帳上も現況地目が雑種地であることから、非農地と判断しております。24番は夏間木地区会館から西に約150メートルの地点です。照会地は東側に隣接する昭和30年建築の住宅のほか、農業用資機材倉庫の敷地になっており、税務課の土地課税台帳上も現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。25番は三日市公会堂から西に約250メートルの地点です。照会地は北側に隣接する昭和59年建築の住宅の敷地となっています。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。26番は儀兵平集会所から南西に約150メートルの地点です。照会地は事業所の資材置き場及び駐車場の敷地となっています。農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。27番は第一瀬戸山集会所から南に約150メートルの地点です。照会地は駐車場及び資材置き場の敷地となっています。また、昭和54年11月20日付けで自己住宅建築のため5条転用許可を受けたところであり、税務課の土地課税台帳上も現況地目が雑種地であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠） 報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第36号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第37号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎） 11ページをお願いします。報告第37号、非農地判断を行った農地について。農地法の運用について（平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、別紙のとおり農地法第2条第1項の農地に該当しないものと判断したので報告する件です。内容は12ページから13ページです。報告事項について、事務手続きの概要をご説明いたします。農業委員会では、遊休農地の発生防止と解消に向け、農地法第30条に基づく、利用状況調査を実施し、その結果、再生利用が困難な農地について、非農地判断を行うこととなっております。今回は、8月26日から8月28日までの3日間、市内各地区で実施した農地パトロールにより確認したものと、本人申出により11月7日に現地確認を行って確認したものを掲載しております。合計23筆、28,035平方メートルです。17番から37番のものにつきましては、8月2

6日から28日にかけて実施した農地パトロールで委員の皆さんに確認していただいた土地で、長期間耕作した形跡がなく、原野、山林化していたため非農地判断しております。それ以外の土地については、農地として回復できる見込みがないような状況であったため、非農地と判断しております。このことにより、台帳から除外するとともに、法務局、県構造政策課及び市税務課、農林畜産課へその旨通知いたします。また、非農地判断した土地の所有者に対しては、非農地通知書を交付します。地目変更手続きは所有者が自ら行うこととなりますので、速やかに法務局で手続きを行うよう併せて案内することといたします。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第37号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、竹浦班長、杉山委員、力石委員の3名です。11月7日に現地調査及び市役所別館4階会議室2において聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）次に議案第28号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）14ページをお願いします。議案第28号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、15ページから19ページまでです。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告願います。14番 竹浦 寿広 委員お願いします。

報告委員（竹浦寿広）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は所有権の移転10件、賃借権の設定7件、使用貸借による権利の設定1件の計18件です。所有権の移転は61番から64番までが売買によるものです。そのほか65番、66番、69番、70番が母親から息子に、67番と68番が知人に、それぞれ贈与するものです。このうち、新規取得は65番、新規就農は70番です。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、37番が相手方要望によるもので、他は労力不足によるものです。このうち、新規就農は37番です。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等の規定に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）竹浦委員、ご苦労様でした。次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告願います。三本木地区 山端 敏行 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（山端敏行）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。16ページの所有権移転に係る申請番号65番の新規取得となる譲受人に対し、11月7日午後1時30分、市役所別館4階会議室2において調査員3名と私の、計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題ないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）山端推進委員、ご苦労様でした。次に十和田湖地区 中屋敷 光男 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（中屋敷光男）農地法第3条の許可に関する新規就農について報告をします。17ページの所有権移転に係る申請番号70番の新規就農となる譲受人に対し、11月7日午後1時45分、市役所別館4階会議室2において調査員3名と私の、計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては特に問題ないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）中屋敷推進委員、ご苦労様でした。次に切田地区 田中 稔 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（田中稔）農地法第3条の許可に関する新規就農について報告をします。19ページの使用貸借による権利の設定に係る申請番号37番の新規就農となる借人に対し、11月7日午後2時、市役所別館4階会議室2において調査員3名と私の、計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題ないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）田中推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可す

ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第29号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）20ページをお願いします。議案第29号、相続税の納税猶予継続届出書に関する証明（農業経営）について。租税特別措置法施行規則第23条の8第32項第1号の規定により、別紙の相続人が相続又は遺贈により取得した特例農地等にかかる農業経営を引き続き行っている旨の証明をすることについて審議を求める件です。21ページです。今回は、相続税の納税猶予に関するもので1件、特例農地の合計は288平方メートルです。相続税の徴収猶予の適用を受ける人は、3年ごとに農業経営に関する事項を記載した継続届出書を税務署に提出する必要があります。この手続きにあたっては、過去3年間、農業経営が継続していることについて農業委員会の証明が必要なことから、依頼があった場合は、証明書を交付いたします。なお、対象となる特例農地が農地として利用されていること、本人が自ら耕作していることについては、農地台帳及び現地確認、本人からの聴き取りにより確認いたしております。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第30号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）22ページをお願いします。議案第30号、十和田市農用地利

用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は23ページから39ページで、このうち一括方式の賃借権に関するものが、23ページから35ページの合計25件、80筆、264, 988平方メートルで、86番、90番、92番から94番、96番、102番が新規で、他は再設定となっております。次に、一括方式の使用貸借に関するものが、36ページから38ページの合計6件、26筆、44, 875平方メートルで、26番が新規で、他は再設定、となっております。次に、受け手の変更のみにかかるものが39ページで、使用貸借によるものとなっており、合計1件、1筆、1, 424平方メートルで、新規設定となっています。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時24分

（ 箕輪 展忠 会長が議案第31号において議事参与の制限に該当するため退席。外山 康仁 会長職務代理者が議長席に着席。 ）

再開 午後2時25分

議長（外山康仁）休憩を解いて会議を再開します。

議長（外山康仁）次に議案第31号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）40ページをお願いします。議案第31号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規

定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。41ページです。今回は合計2件、9筆、28,116平方メートルです。33番の転用事由は、親から農地を使用貸借し、自己住宅を建築するものです。場所はさくら保育園から南に約150メートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、集落接続により不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。34番の転用事由は、砂利採取のため一時的に転用するものです。場所は、六日町地区農業集落排水施設から北東に約500メートルの地点です。昨年度、砂利採取用地として、令和6年12月10日から令和7年12月9日までの1年間の期間での一時転用許可を得ていたところで、引き続き事業を実施するものです。農地区分は、農用地区域内農地ですが、一時転用であり、不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。以上です。

議長（外山康仁）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。16番、杉山秀明委員お願いします。

報告委員（杉山秀明）農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は合計2件です。11月7日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時15分に市役所別館4階会議室2で聴取調査を行いましたが、問題はありませんでした。本件は農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（外山康仁）杉山委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（外山康仁）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（外山康仁）ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（外山康仁）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時28分

（議長交代のため、外山康仁会長職務代理者自席へ、箕輪展忠会長議長席に着席）

再開 午後2時29分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和7年度第8回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

—————閉会 午後2時29分—————